

# 川俣事務所 かわら版 No.103 (2023.2)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 60時間超の割増賃金 ～令和5年4月1日より、中小企業にも～

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が中小企業においても、令和5年4月1日より、50%以上に引き上げられます。

なお、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える労働（時間外労働・休日労働）を行わせる場合は、予め所轄労働基準監督署に「時間外労働・休日労働に関する協定届」を提出しなければなりません。また、この協定届の協定内容の「延長することができる時間数」を超える時間外労働（休日労働）を行わせることはできませんので、十分ご注意ください。

（例1）給与計算期間：1日～末日の場合（法定休日：日曜日、法定外休日：土曜日）

日	月	火	水	木	金	土
						4/1 0
2 0	3 2	4 2	5 2	6 2	7 2	8 7
9 0	10 2	11 2	12 2	13 2	14 2	15 7
16 ⑤	17 3	18 4	19 4	20 4	21 4	22 7
23 ⑤	24 4	25 4	26 4	27 4	28 4	29 0
30 0						

← 日にち 時間外労働時間  
4/8、15、22は休日労働ですが、時間外労働時間として計算

4/1～4/22 時間外労働時間合計 60時間 ⇒ 25%以上  
4/24～4/28 時間外労働時間合計 20時間 ⇒ 50%以上  
4/16と4/23 法定休日の労働時間 10時間 ⇒ 35%以上

（例2）給与計算期間：16日～15日の場合（法定休日：日曜日、法定外休日：土曜日）

日	月	火	水	木	金	土
				3/16 2	17 2	18 0
19 0	20 2	21 2	22 2	23 2	24 2	25 7
26 0	27 2	28 2	29 2	30 2	31 2	4/1 0
2 0	3 2	4 2	5 2	6 2	7 2	8 7
9 ⑤	10 2	11 2	12 2	13 2	14 2	15 7

← 日にち 時間外労働時間  
3/26、4/8、15は休日労働ですが、時間外労働時間として計算

3/16～4/15 時間外労働時間合計 65時間 ⇒ 25%以上  
※4/1～4/15の時間外労働時間が34時間ですので、50%以上にする必要はない。  
4/9 法定休日の労働時間 5時間 ⇒ 35%以上

（例3）給与計算期間：26日～25日の場合（法定休日：日曜日、法定外休日：土曜日）

日	月	火	水	木	金	土
3/26 0	27 2	28 2	29 2	30 2	31 2	4/1 0
2 0	3 2	4 2	5 2	6 2	7 2	8 7
9 ⑤	10 2	11 2	12 2	13 2	14 2	15 7
16 ⑤	17 3	18 3	19 3	20 3	21 3	22 0
23 0	24 4	25 4				

← 日にち 時間外労働時間  
4/8、15は休日労働ですが、時間外労働時間として計算

3/26～4/25 時間外労働時間合計 67時間 ⇒ 25%以上  
※4/1～4/25の時間外労働時間が57時間ですので、50%以上にする必要はない。  
4/9と4/16 法定休日の労働時間 10時間 ⇒ 35%以上